

教育委員会の権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二

佐賀県教育委員会規則第3号

教育委員会の権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則
教育委員会の権限の委任等に関する規則（平成24年佐賀県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(委任)</p> <p>第2条 教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる事務（教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定及び改廃に関する事務を除く。）については、次条の規定に基づき補助執行させる事務を除き、当該各号に定める知事の補助職員に委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 博物館法（昭和26年法律第285号）に基づき教育委員会が行う事務（次条第3号の事務を除く。） <u>地域交流部文化・スポーツ交流局長</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(補助執行)</p> <p>第3条 教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる事務を当該各号に定める知事の補助職員に補助執行させる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 博物館の登録に関する事務 <u>地域交流部文化・スポーツ交流局長</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 前条（第2号に限る。）の規定により委任した事務と密接な</p>	<p>(委任)</p> <p>第2条 教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる事務（教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定及び改廃に関する事務を除く。）については、次条の規定に基づき補助執行させる事務を除き、当該各号に定める知事の補助職員に委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 博物館法（昭和26年法律第285号）に基づき教育委員会が行う事務（次条第3号の事務を除く。） <u>地域交流部文化・観光局長</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(補助執行)</p> <p>第3条 教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる事務を当該各号に定める知事の補助職員に補助執行させる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 博物館の登録に関する事務 <u>地域交流部文化・観光局長</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 前条（第2号に限る。）の規定により委任した事務と密接な</p>

改正前	改正後
<p>関係がある事務又は事業の後援に関する事務 地域交流部<u>文化・スポーツ交流局長</u></p> <p>(6) 文化及び文化財の保護に係る事業の後援に関する事務 地域交流部<u>文化・スポーツ交流局長</u></p>	<p>関係がある事務又は事業の後援に関する事務 地域交流部<u>文化・観光局長</u></p> <p>(6) 文化及び文化財の保護に係る事業の後援に関する事務 地域交流部<u>文化・観光局長</u></p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。